

平成 29 年 度 事 業 計 画

1 事業計画における基本的な考え方

平成 29 年度は、一般財団法人として再出発して 5 年目であり、より一層の公益の増進に寄与すべく、当財団の 2 本柱である「認定個人情報保護団体」と「プライバシーマーク指定審査機関」を引き続き推進し、改正個人情報保護法施行に伴う諸課題に的確に対処し、放送分野における個人情報保護の適正な取扱いに全力を傾注して、放送業界の発展に寄与してまいります。

「認定個人情報保護団体」としての業務は、本年度で 13 年目に入ります。本年度は、改正個人情報保護法が 5 月 30 日に完全施行され、認定個人情報保護団体としての役割が大きく拡大し、また、個人情報保護委員会指針に基づき、総務省が制定した「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」を受けて、新たな「認定個人情報保護団体指針」を作成・制定及び「匿名加工情報に関する事項」を取り扱うための個人情報保護委員会への届出が必要となります。これに伴う相談件数の増加・多様化が予想され、当財団としてこれらの課題に的確に対処してまいります。

登録事業者数は 253 社です（平成 29 年 2 月末）。未登録の事業者に対しては、総務省視聴者プライバシー保護ワーキンググループで議論、制定された改正個人情報保護法を包括した「放送分野ガイドライン」遵守によるメリットを周知し、認定個人情報保護団体への登録を加速させます。

一方、「プライバシーマーク指定審査機関」としての業務は、本年度で 11 年目となります。

プライバシーマーク付与認定事業者数は 158 社です。（平成 29 年 2 月末）個人情報保護法の改正により個人情報を取扱う全事業者が対象となることから個人情報保護の意識は高まっており、放送業界唯一のプライバシーマーク指定審査機関として、付与適格性審査業務の向上を図り、審査件数の増加につなげ、プライバシーマークの推進をしてまいります。

2 事業計画の具体的内容

(1) 認定個人情報保護団体業務

- ① 改正個人情報保護法の完全施行への対処
 - ・「認定個人情報保護団体指針」作成・外注
 - ・「認定個人情報保護団体指針」の個人情報保護委員会への届出
 - ・個人情報保護センターへの苦情・相談内容の多様化に対処するため顧問弁護士契約の新たな締結
- ② 対象事業者及び放送分野の事業者への情報提供
 - ・本年度も個人情報保護セミナーを開催し、改正個人情報保護法及び放

送分野ガイドラインの周知、個人情報の取扱い適正化に資するようなタイムリーな話題の情報提供を行います。

- ・ ホームページに、対象事業者に役立つような苦情・相談事例集の充実、関係法令・ガイドライン改正等の情報提供を行います。

③ 登録促進活動

- ・ 一般社団法人衛星放送協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の加盟事業者で未登録の事業者に対しては、それぞれの団体と連携・協力を仰ぐとともに、個人情報保護セミナーなどを活用し登録のメリットを啓発し、登録促進活動を引き続き行います。また、対象事業者が個人情報保護法及び放送ガイドラインを遵守できるよう努めます。

④ 苦情・相談業務のレベルアップ

- ・ 個人情報保護委員会、総務省、他の認定個人情報保護団体等との情報連携・情報交換を行い、改正個人情報保護法に伴う当センターが担うべき役割を正しく理解し、苦情・相談業務が適正に遂行できるようにします。
- ・ 改正個人情報保護法施行に伴う最新情報を外部セミナーへの参加などから集め、従業者のレベルアップを図ります。

(2) プライバシーマーク指定審査機関業務

プライバシーマーク制度の普及に努め、放送分野及び関連業界の審査件数の増加を図ります。

① プライバシーマーク取得促進

- ・ 放送関連の賛助会員団体・関連社の活動と連携し情報を共有、各々の事業者を取得の啓発を行います。
- ・ 個人情報保護セミナーの活用により、担当者の個人情報保護意識の醸成を図り審査機関の知名度を向上させ取得の促進につなげます。
- ・ 業種対応の審査機関として、SARC以外の審査機関で既に取得している対象業種の事業者に対してSARCへの審査機関移管を図ります。

② 審査業務の確実な実施と質の向上

- ・ 本格的に取扱いが始まっている特定個人情報に関する審査を確実に実施します。
- ・ 改正個人情報保護法全面施行等に伴う審査対応を確実に実施します。
- ・ 審査における判断の適切性・妥当性を確保することに努め、審査の質的向上を図ります。

(3) その他の活動

機関誌「サークコミュニケーションズ」の発行、セミナー講演等を通じて、「認定個人情報保護団体」や「プライバシーマーク制度」の周知等、広報活動の強化に努めます。